

件名：「特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案」等について

氏 名	(フリガナ) トク化イリカド ヲウケン ショウシキコウニッポン 特定非営利活動法人 消費者機構日本
住 所	〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階
電話番号	03-5212-3066
電子メールアドレス	itadani@coj.gr.jp
意 見 1	<p>【該当箇所】 内閣府令案第 10 条第 1 項 4 号</p> <p>【意見】 スマートフォンサイズでは契約書面の確認は困難です。少なくともタブレットサイズ以上を確保すべきです。</p> <p>【理由】 消費者の読み易さと一覧性に配慮が必要と考えます。</p>
意 見 2	<p>【該当箇所】 内閣府令案第 8 条第 3 項など</p> <p>【意見】 メールの件名表示や本文の記載について具体的に規定を設けるべきです。</p> <p>【理由】 消費者が受信したメールの重要性に気づかず、クーリング・オフ期間を徒過してしまうおそれがあります。件名表示と本文の記載で消費者の注意が喚起されるようにすべきです。</p>
意 見 3	<p>【該当箇所】 政令案 第 4 条第 3 項</p> <p>【意見】 政令案第 4 条第 3 項に賛成します。</p> <p>【理由】 事業者は契約書面の内容を消費者が支障なく閲覧できる状態にあるか否かを当然確認すべきで、政令案第 4 条第 3 項は消費者被害防止の観点からは必要最小限の措置と言えると思います。</p> <p>改正法第 4 条第 3 項が電子データの到達時をクーリング・オフの起算日としているところですが、その起算日が有効な要件を備えたものであるかどうかは、政令案第 4 条第 3 項の確認を通じて事業者側で挙証できるようにすべきと考えます。</p>
意 見 4	<p>【該当箇所】 政令案 第 2 条第 1 号</p> <p>【意見】 電話勧誘販売の適用対象を拡張する改正であり、賛成します。</p> <p>【理由】 法第 2 条第 3 項の電話勧誘販売の定義のうち、「電話をかけさせる」方法を拡張したものであり、近年の「通信販売」の勧誘の巧妙化と被害実態に対応した適切な改正です。</p>